



地域包括支援センターの業務

4つの柱でサポートします

① 介護予防を お手伝いします 「介護予防ケア マネジメント業務」

要支援1・2と認定された方に、介護予防ケアプラン(※)を作成し介護予防サービスなどが利用でき

シリーズ 介護保険

・・・第4回・・・
地域包括支援センター
～高齢者のみなさんの生活をサポート～

地域包括支援センターとは、高齢者のみなさんが住み慣れた地域で、その人らしい生活を続けられるように、介護や福祉、保健、医療など、さまざまな支援を行うための総合相談窓口です。

保健師、主任介護支援専門員(主任ケアマネジャー)、社会福祉士が専門知識や技能を活かしながらチームとして総合的な支援を行います。

今号では、地域包括支援センターの取り組みを紹介します。

問合せ先 市地域包括支援センター(老年介護課内)
☎35-2940

るよう事業者などとの調整を行います。
また、介護や支援が必要になるおそれのある方には、介護予防事業や福祉サービスを紹介し、日常生活に必要な能力を維持・改善できるように支援を行います。

② さまざまな 相談に応じます 「総合相談支援業務」

介護保険だけではなく、福祉や保健、医療など、生活全般について

幅広く相談に応じ、適切なサービスの紹介や解決のための支援を行います。

③ 尊厳のある 暮らしを守ります 「権利擁護業務」

高齢者に対する虐待の防止や早期発見のための地域との連携を行うほか、消費者被害の防止、成年後見制度の利用などについて支援を行います。

※要介護度とケアプラン

日常生活に介護や支援が必要と感じた場合、お住いの市区町村に要介護認定(要支援認定を含む)の申請をします。申請後は、市区町村の職員の聞き取り調査やかかりつけの医師が意見書を作成。その後、コンピューターによる一次判定および介護認定審査会の二次判定を経て、市区町村が要介護度を決定します。

要介護度は非該当(自立)、要支援(1~2)、要介護(1~5)まで8段階あり、要支援と要介護の認定を受けた方は、介護(介護予防)サービスを利用する場合、介護(介護予防)サービス計画書(ケアプラン)の作成が必要になります。

要支援(1~2)と認定された方は、介護予防ケアプランを地域包括支援センターに相談し、要介護(1~5)と認定された方は、ケアプランを介護支援専門員(ケアマネジャー)がいる知事の指定を受けた居宅介護支援事業者(ケアプラン作成事業者)へ依頼します。

なお、市内の平成25年度末の要支援(1~2)、要介護(1~5)の認定者は4,841人で、平成21年度末と比較し533人の増です。